

お知らせ

住 吉

この付近に放置されていた自転車・ミニバイク(以下、「自転車等」といいます。)は、「大阪市自転車等の駐車適正化に関する条例」第10条第2項の規定により、本市が撤去し、保管しています。
自転車等の所有者等は、以下のとおり引取りの手続きを行ってください。

5 月 30 日

1 撤去した日

※撤去した日から 20日経過しても引取りに
られない場合は、大阪市において処分します。

2 自転車等を保管している場所

我孫子自転車保管所

住所 大阪市住吉区我孫子5丁目11番

電話 06-6606-8872

開設時間 午前10時～午後6時

定休日 12月29日～1月3日



我孫子自転車
保管所の
QRコード

3 引取りの際に必要なもの

(1) 撤去保管料 (自転車) 2,500円
(ミニバイク) 4,000円

(2) 自転車等のカギ

(3) 本人であることが確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)

※車両等に施してあるチェーン錠等は切断して撤去することがあります。

また、撤去・運搬時における車体の破損や切断したチェーン錠等については一切の責任を負いません。

大阪市・大阪府警察